

令和3年度国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業 公募要領

令和3年度国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業について公募を行いますので、事業の実施を希望される方は以下に定める事項に基づき、応募願います。

1 本事業の目的

新型コロナウイルス感染症の影響を受け、外食、インバウンド等の需要先が消失した生産者等（生産者、加工業者、卸売業者又はこれらを構成員とする団体をいう。以下同じ。）による新たな販路定着に資する販路開拓を促進するために必要な支援を行うことにより、生産者等の販路定着化や流通構造の改革を目的とします。

2 応募に当たって

本事業の実施については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、同法施行令（昭和30年政令第255号）、農林畜水産業関係補助金等交付規則（昭和31年農林省令第18号）、国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業費補助金交付等要綱（令和3年12月24日付け3政第350号農林水産事務次官依命通知。以下「交付等要綱」という。）及び国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業実施要領（令和3年12月24日付け3政第351号農林水産省大臣官房長通知。以下「実施要領」という。）に定めるもののほか、令和3年度国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業実施規程（以下「実施規程」という。）及び本公募要領の規定に基づき実施します。

3 本事業の対象となる事業実施者

(1) 本事業の事業実施者は、次に掲げる者から公募により選定された団体とします。

地方公共団体の協議会、農林漁業者の組織する団体、商工業者の組織する団体、第三セクター、民間事業者、地方公共団体、公益社団法人、公益財団法人、一般社団法人、一般財団法人、特定非営利活動法人、企業組合、事業協同組合、事業協同組合連合会、独立行政法人、その他法人格を有しない団体で事務局が特に必要と認める団体（以下「特認団体」という。）

(2) 特認団体は、次に掲げる要件を全て満たす団体とします。

- ・主たる事務所の定めがあること。
- ・代表者の定めがあること。
- ・定款、組織規程、経理規程等の組織運営に関する規程があること。
- ・年度ごとに事業計画、収支予算等が総会において承認されていること。

(3) 特認団体の申請をする団体は、課題提案書を提出する際、実施規程の様式1を併せて事務局に提出して、その承認を受けるものとします。

4 対象となる国産農林水産物等について

新型コロナウイルスの影響に伴うインバウンド需要、外食需要の減少等により令和元年度以前の過去5年のうち最高と最低を除いた3年の平均値に比べ、令和3年10月以降の可能な限り直近のデータ（生産時期等によりやむを得ない場合を除く。）において、

- ・ 在庫量が2割以上増加していること
- ・ 価格が2割以上低下していること
- ・ 販売量が2割以上減少していること
- ・ 販売額が2割以上低下していること

のいずれかを満たしていることを客観的に証明できる国産農林水産物等を対象とします（その主たる原料が国内で生産された加工品を含みます。以下、「対象農林水産物等」という。）。

2割の算定に当たっては、対象農林水産物等の証明については、原則調達先の対象農林水産物等に係る全体取引の情報（原則事業者との2者間のみのデータでは不可）が必要となるため、調達先と連携したうえで算定してください。

また、豊作/豊漁や作り過ぎなど、新型コロナウイルスの影響以外に起因する部分があり、当該部分を切り分けて影響を計算できる場合には、当該部分を控除して算定します。

なお、農林水産省各局庁の長が新型コロナウイルスによる影響に加え、気候変動、疾病、病虫害、災害等の発生その他国内外の社会経済情勢による需給変動等を総合的に勘案し、対象農林水産物等と実質的に同等の影響があると事業計画ごとに個別に認める国産農林水産物等も対象となります。

*加工品については、食品表示基準に基づく表示の「原材料名」の先頭に記載されている原材料を「主たる原料」とします。国内で生産されたものか否かは、食品表示基準の「原料原産地名」により確認となります。

5 本事業の支援内容、補助対象経費の範囲及び補助率

本事業の支援内容は6つの取組からなります。

事業者が対象農林水産物等を活用し、

新たなインターネット販売→（A）、（B）

新たなテイクアウト・デリバリー等の活用→（C）

新たな創意工夫による継続的な販路の開拓→（D）

学校給食、子ども食堂等への食材提供→（E）、（F）

等に取り組んだ場合に、食材調達費等を支援することとしています。

（A）～（D）の事業における新たな取組とは、令和3年10月以降に新たに取り組んだものを指します。

※ただし、補助対象となるのは、「実施規程 第7の5 事業の着手」に記載の事業実施期間内に発生した経費となります。

（A）、（B）においては送料等を支援します。（E）、（F）の学校給食、子ども食堂等への食材提供については、追加的な新規の取組は必要ありません。

なお、(C)～(F)の取組の補助対象経費における食材調達費については、対象農林水産物等を生産又は販売する生産者等ではなく、生産者等から対象農林水産物等を調達する者が事業実施者となることに注意して下さい。(A)、(B)については、対象農林水産物等を生産又は販売する生産者等が自ら事業を実施することができます。

事業実施者は、(C)及び(D)の事業の実施に当たっては、新型コロナウイルスによる影響を受けた生産者等を支援するという本事業の主旨に鑑み、対象農林水産物等の適正な取引に努め、その主旨に反する広告、過度な安売り競争や買いたたき等の行為は行わないようにして下さい。

それぞれの事業内容、補助対象経費の範囲及び補助率は以下のとおりとします。

(A) 新規サイト構築等の取組

事業内容	補助対象経費	補助率
生産者等が新たにインターネット販売等を活用した取組を始めるに当たり、サイトの構築等による新たな販路の開拓に向けた取組を実施する。	(1) 事業に係る対象農林水産物等の送料(梱包材・冷媒費を含む) (2) インターネット販売を始める際に必要な経費。サイト登録の手数料、広告宣伝費等の需用費、賃金、役務費、委託費 等	(1) 定額(実費相当額) (2) 1/2 以内

*補助対象となるのはサイトの登録手数料であり、サイトの構築費や製作費、販売手数料等は補助対象外となります。

*補助金の上限は5,000万円、下限は100万円とします。

(B) インターネット販売事業者と連携した取組

事業内容	補助対象経費	補助率
インターネット事業者が特設サイトを設置して対象農林水産物等を販売し、生産者等が新たな販路を開拓する取組を実施する。	事業に係る対象農林水産物等の送料(梱包材・冷媒費を含む)	定額(実費相当額)

*補助金の上限は5,000万円、下限は100万円とします。

(C) テイクアウト・デリバリー等の活用

事業内容	補助対象経費	補助率
個々の飲食店と生産者等が連携し、テイクアウト・デリバリー等による対象農林水産物等の新たな販路を開拓する新たな取組を実施する。	事業に係る対象農林水産物等の調達費、輸送費、広告宣伝費等の需用費、賃金、役務費、賃借料及び使用料、委託費、通信運搬費 等	1/2 以内

*飲食店等が同一の対象農林水産物を利用できる期間は連続する1月の期間内(定休日等を含む。)とします。

*補助金の上限は5,000万円、下限は100万円とします。

(D) 創意工夫による継続的な販路の開拓

事業内容	補助対象経費	補助率
対象農林水産物等について、創意工夫による継続的な販路の開拓に向けた取組を実施する。	事業に係る対象農林水産物等の調達費、輸送費や広告宣伝費等の需用費、賃金、役務費、賃借料及び使用料、委託費、通信運搬費 等	1/2 以内

*販売促進キャンペーン等の実施は、一般消費者に向けたものとします。

*販売促進キャンペーン等の実施期間は、連続、非連続を問わず広告宣伝期間を含めて合計14日以内とします。ただし、地方公共団体が販売数量、販売価格及び販売方法の決定に関与する場合は、連続1か月以内(定休日等を含む。)も認めるものとします。

*事業終了後の販路の継続や定着に資する取組を併せて行うこととします。

*補助金の上限は5,000万円、下限は100万円とします。

(E) 学校給食への食材提供

事業内容	補助対象経費	補助率
対象農林水産物等を学校給食に提供する取組を実施する。	事業に係る対象農林水産物等の調達費、輸送費等の需用費、賃金、役務費、賃借料及び使用料、委託費、通信運搬費 等	定額(実費相当額)

*地方公共団体の教育関係機関と協議・調整の上、同機関と連携した実施に努めるものとします。

*事業の実施に当たっては、対象農林水産物等やその生産活動についての消費者の理解増進に貢献する取組を行うものとします(ただし、当該経費は補助対象外となります)。

*事業実施者(出し手)が、各学校における実施回数は2回まで、各回1人当たりの対象農林水産物等の調達費に係る補助金は上限を1,000円とします。

*各回1人あたりの提供量は、1人分として適切な量となるよう計画を行うこととします。

*補助金の上限は1億円、下限は100万円とします。

(F) 子ども食堂等への食材提供

事業内容	補助対象経費	補助率
対象農林水産物等を子ども食堂、学童保育、保育園等に提供する取組を実施する。	事業に係る対象農林水産物等の調達費、輸送費等の需用費、賃金、役員費、賃借料及び使用料、委託費、通信運搬費 等	定額（実費相当額）

*子ども食堂等の運営者等と協議・調整の上、同者と連携した実施に努めるものとします。

*子ども食堂等を10施設以上取りまとめて行うものとします。

*事業の実施に当たっては、対象農林水産物等やその生産活動についての消費者の理解増進に貢献する取組を行うものとします（ただし、当該経費は補助対象外となります。）。

*補助金の上限は3,000万円、下限は50万円とします。

*事業実施者（出し手）が、各施設における実施回数は2回まで、各回1人当たりの対象農林水産物等の調達費に係る補助金は上限を1,000円とします。

*コロナの影響により食堂等に集まることができないなどの理由により家庭へ食品を配る場合は、補助金の目的外使用を避けるために転売防止策を講じることとします。

6 事業実施期間 令和4年10月31日まで

7 補助対象経費の費目及び内容について

本事業の補助対象経費の内容は、下表のとおりです。

費目	経費の内容等
対象農林水産物等の調達費	事業の実施に当たり使用する対象農林水産物等を調達するのに必要な経費とします。
対象農林水産物等の送料	当該事業の対象農林水産物等の運送に係る経費とします。 なお、本事業の趣旨に反し、販売価格を算定の根拠なく高額に設定している対象農林水産物等に対して送料を支払うことは認めません。
需用費	事業を実施するために必要な消耗品、広告宣伝費、印刷費、資料作成費、包装資材費、輸送費、インターネットサイト登録料等とします。
賃金	事業を実施するため新たに発生する業務（資料整理・収集、調査の補助等）を目的として、事業実施者が雇用した者等に対して支払う実働に応じた対価（日給又は時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料等の事業実施者の負担する経費です。 単価については、事業実施者の賃金支給規則や国・県・市町村の規程による等、業務の内容に応じた常識の範囲を超えない妥当な根拠に基づくものとしてください。 申請時に設定された単価が妥当であるか否かを審査するため、賃金単価の設定根拠となる資料を添付してください。 雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにしてください。実働に応じた対価以外の有給休暇や各種手当ては認めません。

役務費	事業を実施するために直接必要かつ、それだけでは本事業の成果とは成り得ない分析、試験、加工等を専らおこなう経費とします。
賃借料及び使用料	事業を実施するために必要な場所及び会場、設備の賃借料や物品・備品等の使用料とします。(事業実施者が所有するものを使用する場合を除きます。)
委託費	事業の実施に当たり特殊な知識等を必要とする場合、やむを得ずその事業を遂行する能力を有する第三者に事業の一部を委託するための経費とします。
通信運搬費	事業を実施するために直接必要な郵便代、電話等の通信に係る経費とします。インターネット使用経費、相手が不明な通話経費は認めません。

- ア 補助対象経費はいずれも、本事業に必要なであると領収書等により証明できるものに限り、ます。
- イ 交付決定額に1千円未満の端数が生じたときは切り捨てとなります。
- ウ 消費税は、原則として補助対象経費から除外して算定し、申請してください。ただし、申請時において、消費税等仕入控除税額が明らかでないもの等については、消費税を含む額で申請することも可能です。
- エ 補助対象経費として計上する経費は、国が実施する他の支援制度を併用することができません。
- オ 1件(個)当たりの購入価格が5万円以上の物品の取得に要する経費、また、1件(個)当たりの購入価格が5万円未満のものであるが、事業終了後も利用可能な汎用性の高いもの(パソコン、デジタルカメラ等)の取得に要する経費は申請できません。
- カ 金融機関等への振込手数料、ECサイト利用料等の経費は、補助対象外とします。
- キ 本事業における調達物の余剰在庫については、原則補助対象外となります。

8 申請手続等の概要

(1) 申請受付期間

令和4年5月16日～同年6月24日 23:59

※予算に限りがありますので、補助金申請額が予算額を大幅に超過した場合は、受付期間内であっても募集を終了する可能性があります。

(2) 申請方法

申請は下記の専用ホームページを通じて行います。令和3年度国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業専用ホームページ(以下、「専用ホームページ」という。)の書類をダウンロードしていただき、専用ホームページに記載の申請フォームよりご提出ください。

令和3年度国産農林水産物等販路新規開拓緊急対策事業

専用ホームページ：<https://hanro-kaitaku.jp/>

※専用ホームページ上の「申請マイページ」をクリックしていただき、ログインIDを作成後、申請フォームから提出書類をアップロードしてください。

※申請書類の受領等のメールを noreply@hanro-kaitaku.jp のアドレスから送付いたします。迷惑メール対策のためドメイン指定受信の設定をされている方は、事務局から送信するメールを受信することができない場合がありますので、ドメイン指定受信設定の確認をしてください。

本事業を申請する場合は、課題提案書の提出時に、対象国産農林水産物等である客観的な証明を提出してください。

※6月9日までに提出いただいた書類に関しては、事務局により、書類不備等の事前確認を行い、不備等があった場合には、事務局よりヒアリング等を行います。6月10日以降に提出いただいた提出書類に関しては、早期に採択・割当内示を行うため、ヒアリング等を行わず審査手続きに移行させていただきますので予めご了承ください。

※対象となる国産農林水産物等の証明（様式1別添4）を提出していない場合は、課題提案書を提出された場合であっても、申請したと認められませんのでご注意ください。

(3) 申請手順

ア 提出書類の作成

- ① 専用ホームページから「申請マイページ」にアクセスし、ログインIDを取得してください。
- ② ログイン後、事業実施者情報等を入力してください。
- ③ 申請したい取組を選び、画面に従って関連書類を提出してください。

イ 課題提案書等の提出に当たっての注意事項

- ① 課題提案書等は、様式に沿って作成してください。
※提出書類の内容について別途ヒアリング等を行う場合がございます。
- ② 提出した課題提案書等は、変更することができません。
- ③ 課題提案書等に虚偽の記載をした場合は、審査対象となりません。
- ④ 提出された課題提案書の末尾に記載の添付資料が添付されていない場合は無効とします。
- ⑤ 要件を有しない者が提出した課題提案書等は、無効とします。
- ⑥ 課題提案書等の作成及び提出にかかる費用は、応募者の負担とします。
- ⑦ 課題提案書等の提出は、専用ホームページ上の申請フォームのみとします。メールや郵送、FAX、持参による提出は受け付けません。
- ⑧ 提出後の課題提案書等については、採択、不採択にかかわらず返却しませんので、御了承ください。
- ⑨ 提出された申請書類については、秘密保持には十分配慮するものとし、審査以外には無断で使用しません。

表：提出書類一式

提出書類名	様式名
課題提案書 添付書類 ① 事業実施者（団体など）の概要が分かる資料（パンフレット等） ② 財務諸表 ※以下のいずれか ・最新年度の決算書類一式 ・預金残高や借入金等が分かる資料	様式1

<p>③ 外部へ委託する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 相手先が分かる概要資料 ・ 委託契約書（案）の写し ・ 契約金額の根拠となる資料（見積等） <p>事業のスキーム図</p> <p>本事業で取り組む農林水産物等</p> <p>事業に要する経費の内訳及び積算根拠</p> <p>対象となる国産農林水産物等の証明</p> <p>実施予定学校一覧／実施予定施設一覧（取組E、Fのみ）</p> <p>本事業に関する誓約事項</p> <p>暴力団排除に関する誓約事項</p>	<p>別添 1</p> <p>別添 2</p> <p>別添 3</p> <p>別添 4</p> <p>別添 5</p> <p>様式 2</p> <p>様式 3</p>
---	---

注：提出書類の書式及び仕様等は変更しないようにしてください。

(4) 問い合わせ先

問い合わせ専用メールアドレス： support_atmark_hanro-kaitaku.jp

(スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。)

※迷惑メール対策のためドメイン指定受信の設定をされている方は、事務局から送信するメールを受信することができない場合がありますので、ドメイン指定受信設定の確認をしてください。

販路新規開拓事務局：0570-047077（ナビダイヤル）050-3354-5962（IP 電話）

※極力メールでのお問い合わせをお願いいたします。

※お電話によるお問い合わせ対応時間は平日：10:00～17:00 とさせていただきます。

※専用ホームページ上のお問い合わせフォームもご利用ください。

9 事業実施者の選定

申請受付期間に提出された申請書類について、以下の評価基準に基づき、外部の公募選考委員会において審査の上、予算の範囲内で事業実施者を選定し、採択の内示をします。

なお、選定は書面審査にて行い、更に確認が必要な場合は別途ヒアリングを行うことがあります。ヒアリングの有無が採択の可否を左右するものではありません。

また、評価基準の詳細や採択発表前の事業採択の内示、公募選考委員会による個別の審査の経過、評価結果の詳細はお答えいたしかねますので、ご了承ください。

【主な評価基準】

① 共通事項

- ア 補助要件（対象農林水産物等、補助金額、事業実施期間 等）が満たされていること
- イ 実施規程及び本公募要領で定める本事業の目的と親和性がある事業であること
- ウ 事業実施者として、組織・人員、財政基盤において適格性を有すること
- エ 事業実施の確実性を有すること
- オ 事業の効果・効率性が高いこと

- ② インターネット販売（A）、（B）
 - ・ 事業の実施において消費者に補助目的が明確となるような計画であること
- ③ テイクアウト・デリバリー等の活用（C）
 - ・ 過度な安売り競争や買ったとき等が行われない計画であること
- ④ 創意工夫による継続的な販路の開拓（D）
 - ・ 事業終了後の販路の継続や定着化が行われる計画であること
 - ・ 過度な安売り競争や買ったとき等が行われない計画であること
- ⑤ 学校給食・子ども食堂等への食材提供（E）、（F）
 - ・ 地方公共団体の教育関係機関または、施設運営者との連携が具体化されていること

10 交付決定

採択の内示を受け、交付の申請を行った者に対して交付決定を行います。

採択内示は、申請いただいた課題提案書に記載のある金額の全額に対して、補助金の交付決定を保証するものではありません。採択結果にもとづき交付申請書を提出していただき、その内容をあらためて事務局で精査し、必要に応じて事業者にご連絡・ヒアリング等を行ったうえで交付額を決定し、通知いたします。

交付決定後に事業者名及び事業内容等を専用ホームページにおいて公表いたします。

11 スケジュール（予定）

本事業の実施スケジュールは以下を想定しています。ただし、申請件数の多寡等により変更することがあります。

事業の公募期間	令和4年5月16日～同年6月24日 23:59
事業採択の内示	審査終了後随時行います（7月中下旬を予定）
事業計画書	内示後、速やかに提出してください。
交付申請書の提出	事業計画書承認通知後、速やかに提出してください。
交付決定（補助事業の開始）	交付申請書を受領後、順次行います
事業の開始（予定）	交付決定の日から
事業の完了（予定）	令和4年10月31日（厳守）
実施結果報告書の作成・提出	事業完了日から1ヶ月以内

12 本事業の実施に当たっての留意点

- （1）申請書類は日本語で記載してください。また、ヒアリング等を行う場合は日本語で実施します。
- （2）事務局は事業の遂行状況等について定期的に報告を求めます。
- （3）交付決定額の増額は、原則として認められません。
- （4）事業実施中に事業の内容を変更する場合は、事前に事業実施者から事務局に変更承認申請書を提出し、承認を受ける必要があります。原則として、事後の変更承認は認められません。ただし、軽微な変更については変更内容を事務局に報告し、変更承認申請書の要否も含め、その指示を受けるものとします。
- （5）補助金の支払については、事業実施者から実施結果報告書の提出を受け、事務局において補助金の額の確定をした後の精算払いとなります。

- (6) 実施結果報告に基づき、必要に応じて現地調査を行い、補助金の額を確定します。補助金は、事業を行うために必要な経費であり、事業者が支出したとして認められたものに限り、支払を証明できる証拠書類等が整備されていない場合は、原則として必要な経費として認められません。
- (7) 本事業に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保存しなければなりません。
- (8) 本事業実施中または終了後、会計検査院等が実地検査に入ることがあります。事業実施者が適正化法等に違反する行為等（例：他の用途への無断流用、虚偽報告など）をした場合には、補助金の交付取消・返還、不正の内容の公表等を行うことがあります。
- (9) 本事業の実施により、財産権が発生した場合は、その権利は事業実施者に帰属します。なお、農林水産省及び株式会社博報堂は事業実施者に対して、当該権利の利用に関し、協力を要請することがあります。
- (10) 事業実施者となった場合、必要に応じて事業の成果の発表、事例集の作成等への協力を依頼する場合がありますので、あらかじめご了承ください。